# 平成24年3月診療分(4月請求分)以降に係る レセプトの請求の取扱いについて(第16報)

# 1 平成24年3月診療分以降の取扱い

## 一部負担金の支払免除措置の延長について

東日本大震災による被災者の一部負担金の支払免除措置については、平成24年2月29日までとされていましたが、平成24年3月以降の取扱いとして、以下の方が一部負担金の支払いの免除措置が延長されることとなりました。(震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。)

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)の全ての住民(全被保険者等)は、<u>平成25年2月28日</u>まで延長する。

以外の東日本大震災の被災区域の住民のうち、<u>国民健康保険、</u> <u>後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会</u>の被保険者等は、<u>平成</u> 24年9月30日まで延長する。

なお、全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者等については、保険者の判断により一部負担金の免除等が延長されることもあります。

### 免除証明書の取扱いについて

平成24年3月以降も、平成23年7月以降の取扱いと同様に、 一部負担金の支払いを免除するには、免除証明書の提示が必要とな ります。

平成24年3月以降、免除証明書を提示された場合の取扱いについては以下のとおりです。

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、免除証明書に有効期限が「平成24年2月29日まで」と印字されている場合でも、平成24年9月30日までは、従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除すること。(入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く。)

全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者等は、免除証明書の有効期限に平成24年3月1日以降の日付が印字されている場合のみ、窓口での一部負担金の支払いを免除すること。

# 2 平成24年3月診療分以降の請求の取扱い

#### 請求の取扱いについて

平成24年3月以降、医療機関の窓口において、一部負担金等の支払いを免除した場合のレセプトの請求方法は以下のとおりです。

### (紙レセプトによる請求)

- ・レセプトの欄外上部に「災1」と記載します。
- ・一部負担金欄に「免除」と記載します。

### (電子レセプトによる請求)

- ・レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」と記録します。
- ・保険者レコードの減免区分に「2:免除」と記録します。
- ・摘要欄に「災1」と記録します。

なお、レセプト作成の際には、記載、記録漏れの無いようお願いいたします。

#### 入院時食事療養費等の標準負担額等の支払免除の終了について

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額等については、支払いの免除期間を平成24年2月29日までとされました。 なお、入院時食事療養費等の標準負担額等に係る請求方法等につ

いては、厚生労働省から連絡され次第、お知らせいたします。